

死亡牛のBSE検査対象月齢の変更について

平成31年（2019年）4月1日にBSE検査の対象となる死亡牛の月齢が変更されます。検査対象となる死亡牛について十分理解いただき、検査漏れがないようご協力願います。

＜現行＞（平成31年3月31日まで）

	0か月齢	48か月齢	96か月齢
通常の死亡牛			
起立不能牛			
特定症状牛			

＜変更後＞（平成31年4月1日から）

	0か月齢	48か月齢	96か月齢
通常の死亡牛			
起立不能牛			
特定症状牛			

【特定症状牛】（検査対象：全月齢）

以下の症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛。

- ① 治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化があること。
 - a. 興奮しやすい
 - b. 音、光、接触等に対する過敏な反応
 - c. 群内序列の変化
 - d. 採乳時の持続的な蹴り
 - e. 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
 - f. 扉、柵等の障害物におけるためらい
- ② 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状があること。



【起立不能牛】（検査対象：48か月齢以上）

死亡前に歩行困難、起立不能等であった牛又は、特定症状牛であること以外の理由によりと畜・解体禁止となり、死亡し、又は淘汰された牛。

※特定症状牛及び起立不能牛の具体的な分類は別紙参照。



BSE検査を実施する必要があるかどうかは獣医師の診断が必要となります。

死亡牛の連絡があった際には検案書を作成し、BSE検査を実施する必要があるか確認をお願いします。

(別紙)

特定症状牛及び起立不能牛の分類

【特定症状牛】

- ① 生前に特定臨床症状を呈していた又はその可能性が高い牛（治療をせず又は治療中にとう汰され又は死亡した牛を含む。）。
具体的には、ヒストフィルス・ソムニ感染症、リストリア症、大脳皮質壞死症、脳炎、脳脊髄炎、神経症（全身又は後軀に異常が見られる神經麻痺及び神經系の腫瘍で、髄膜炎、旋回病、閉鎖神經麻痺、大腿神經麻痺、坐骨神經麻痺、脳腫瘍、脊髓腫瘍、末梢神經系腫瘍又は下垂体腫瘍）であると疑われた又は確定診断された牛であって、かつ、治療に反応せず進行性の中枢神經症状を呈していた又はその可能性が高い牛。
- ② 死亡原因が確定できない場合であって、かつ、飼養者の稟告等から、家畜防疫員により生前に特定臨床症状を呈していた可能性が高いと判断された牛。
- ③ 農場から異常牛を疑う通報があり、当該牛について、家畜防疫員により特定臨床症状を呈すると判定される前に、死亡し又は家畜防疫員の確認を受けた上でとう汰された牛。

【起立不能牛】

- ① 獣医師が臨床症状、生化学検査等から、生前に歩行困難、起立不能又は神經症状を主徴とする疾病（低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウナー症候群、頸髄症、変形性脊椎症、脳軟化症、癲癇、顔面神經麻痺、三叉神經麻痺、肩甲上神經麻痺、橈骨神經麻痺、腓骨神經麻痺、脛骨神經麻痺、その他の末梢神經麻痺）であると診断し、死亡し又はとう汰された牛。
- ② 死体の検案により、【特定症状牛】の①の疾病（ヒストフィルス・ソムニ感染症、リストリア症、大脳皮質壞死症、脳炎、脳脊髄炎、神経症）にかかっていたことが判明した場合であって、飼養者、検案した獣医師等に当該牛の生前の症状を再度確認した結果、当該牛が特定臨床症状を呈していた可能性が低い牛。